

大磯町教育大綱

平成 30 年 11 月

大 磯 町

【教育大綱策定の趣旨】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「法律」といいます。）」が平成27年4月1日に施行されました。法律改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長（町長）と教育委員会との連携を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的としています。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっており、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、地方公共団体の長（町長）に「教育大綱」の策定が義務づけられました。

教育大綱では、教育基本法第17条第1項の規定に基づき、国が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされています。

大磯町では、法律の趣旨に則り、町長と教育委員会とで設置する「総合教育会議」において協議・調整を行い、平成27年11月に「大磯町教育大綱」を策定し、大磯町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を推進してきましたが、平成30年度に大綱の対象期間が満了を迎えるため、現状の課題や今後の方向性を協議し、改訂を行いました。

【教育大綱の構成】

大磯町教育大綱の構成は、「基本理念」、「基本目標」、「基本方針」の三段階とします。基本理念は、大磯町の教育の根本となる基本的な考え方とします。基本目標は、基本理念を実現するための方向性を示すものとします。そして、基本目標を実現するための取組みとして基本方針を掲げます。

【教育大綱の対象期間】

大磯町教育大綱の対象期間は、町長の任期に合わせることにします。現在の町長の任期が平成34年12月14日であることから、平成31年度から平成34年度の4年間とします。

大磯町教育大綱

基本理念

「いのち」「こころ」

自らの可能性を求め、
新しい時代を心豊かに生きる人づくり

基本目標

～「いのち」と「こころ」を輝かせる3つの力をはぐくみます～

◇ 知力

自らの可能性を広げる基盤となる、知的好奇心をはぐくみます

◇ 体力

新しい時代をたくましく生きる原動力となる、心身の健康をはぐくみます

◇ 共感力

伝え合い、理解し合い、相手を思いやる心につながる、人や自然への優しさをはぐくみます

基本方針

～「大磯らしい」美しい自然と由緒ある歴史・文化を
大切にす教育をめざし、地域と連携し子どもたちをはぐくみます～

(子育て)

安心して子どもを産み、地域全体が協働し、子どもが笑顔で成長できる環境づくり

(幼児教育)

遊びを中心にさまざまな経験を通じて、家庭や地域ではぐくまれてきた「生きる力」の基礎を確立する幼児教育

(学校教育)

人と人との関わりの中で、確かな学力・健やかな体・豊かな心をはぐくむ学校教育
保護者や地域に信頼される開かれた学校づくりの実現

(生涯学習)

生涯にわたって、ともに学び、自らを高め、更に学びを地域に活かす生涯学習

(教育環境整備)

安全・安心・快適で、多様な体験・活動を行うことができる教育環境整備